六十　スーダン通貨　一スーダン・ポンドにつき本邦通貨一七円
六十一　バチカン通貨　一バチカン・ユーロにつき本邦通貨一二八円
六十二　ロシア通貨　一〇〇ルーブルにつき本邦通貨三〇六円
六十三　ネパール通貨　一〇〇ネパール・ルピーにつき本邦通貨一〇五円
六十四　ポーランド通貨　一ズロティにつき本邦通貨三〇円
六十五　チェコ通貨　一〇〇コルナにつき本邦通貨四九七円
六十六　アイスランド通貨　一〇〇アイスランド・クローネにつき本邦通貨七九円
六十七　チュニジア通貨　一チュニジア・ディナールにつき本邦通貨六〇円
六十八　リビア通貨　一リビア・ディナールにつき本邦通貨七六円
六十九　ガーナ通貨　一ガーナ・セディにつき本邦通貨四九円
七十　ハンガリー通貨　一〇〇フォリントにつき本邦通貨四三円
七十一　セネガル通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
七十二　クウェート通貨　一クウェート・ディナールにつき本邦通貨三四一円
七十三　アルジェリア通貨　一〇〇アルジェリア・ディナールにつき本邦通貨一二〇円
七十四　コートジボワール通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
七十五　ルーマニア通貨　一レイにつき本邦通貨二九円
七十六　シンガポール通貨　一シンガポール・ドルにつき本邦通貨七七円
七十七　タンザニア通貨　一、〇〇〇タンザニア・シリングにつき本邦通貨六〇円
七十八　ブルガリア通貨　一レヴにつき本邦通貨六五円
七十九　マダガスカル通貨　一、〇〇〇アリアリにつき本邦通貨四四円
八十　ザンビア通貨　一クワチャにつき本邦通貨一八円
八十一　ガボン通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
八十二　バングラデシュ通貨　一〇〇タカにつき本邦通貨一二五円
八十三　リベリア通貨　一〇〇リベリア・ドルにつき本邦通貨一二七円
八十四　モンゴル通貨　一、〇〇〇トゥグリクにつき本邦通貨六五円
八十五　ベトナム通貨　一〇、〇〇〇ドンにつき本邦通貨四六円
八十六　中央アフリカ通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
八十七　アラブ首長国連邦通貨　一ディルハムにつき本邦通貨二六円
八十八　カタール通貨　一カタール・リヤールにつき本邦通貨二七円
八十九　パプアニューギニア通貨　一キナにつき本邦通貨四三円
九十　トリニダード・トバゴ通貨　一トリニダード・トバゴ・ドルにつき本邦通貨一五円
九十一　ジャマイカ通貨　一〇〇ジャマイカ・ドルにつき本邦通貨九九円
九十二　ギニア通貨　一、〇〇〇ギニア・フランにつき本邦通貨一四円
九十三　イエメン通貨　一〇〇イエメン・リアルにつき本邦通貨四五円
九十四　スリナム通貨　一スリナム・ドルにつき本邦通貨二〇円
九十五　ウガンダ通貨　一、〇〇〇ウガンダ・シリングにつき本邦通貨三八円
九十六　フィジー通貨　一フィジー・ドルにつき本邦通貨五三円
九十七　オマーン通貨　一オマーン・リアルにつき本邦通貨二五三円
九十八　ソロモン通貨　一ソロモン・ドルにつき本邦通貨一三円
九十九　ジンバブエ通貨　一〇〇ジンバブエ・ドルにつき本邦通貨二六円
百　ブルネイ通貨　一ブルネイ・ドルにつき本邦通貨七七円
百一　バーレーン通貨　一バーレーン・ディナールにつき本邦通貨二五八円
百二　カメルーン通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
百三　カンボジア通貨　一、〇〇〇リエルにつき本邦通貨二四円
百四　ウクライナ通貨　一グリブナにつき本邦通貨一二円
百五　ウズベキスタン通貨　一、〇〇〇ソムにつき本邦通貨四六円
百六　カザフスタン通貨　一〇〇テンゲにつき本邦通貨六四円
百七　ベラルーシ通貨　一、〇〇〇ベラルーシ・ルーブルにつき本邦通貨一一円
百八　モザンビーク通貨　一〇〇メティカルにつき本邦通貨三三一円
百九　ミクロネシア通貨　一ミクロネシア・ドルにつき本邦通貨九七円
百十　リトアニア通貨　一リタスにつき本邦通貨三七円
百十一　マーシャル通貨　一マーシャル・ドルにつき本邦通貨九七円
百十二　クロアチア通貨　一クーナにつき本邦通貨一七円
百十三　ボスニア・ヘルツェゴビナ通貨　一コンヴェルティビルナ・マルカにつき本邦通貨六五円
百十四　パラオ通貨　一パラオ・ドルにつき本邦通貨九七円
百十五　アゼルバイジャン通貨　一アゼルバイジャン・マナトにつき本邦通貨一二四円
百十六　タジキスタン通貨　一タジキスタン・ソモニにつき本邦通貨二〇円
百十七　東ティモール通貨　一東ティモール・ドルにつき本邦通貨九七円
百十八　キルギス通貨　一〇〇キルギス・ソムにつき本邦通貨二〇一円
百十九　アンゴラ通貨　一〇〇クワンザにつき本邦通貨一〇一円
百二十　トルクメニスタン通貨　一トルクメニスタン・マナトにつき本邦通貨三四円
百二十一　ボツワナ通貨　一プラにつき本邦通貨一二円
百二十二　マラウイ通貨　一〇〇マラウイ・クワチャにつき本邦通貨二七円
百二十三　マリ通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
百二十四　トンガ通貨　一パ・アンガにつき本邦通貨五五円
百二十五　グルジア通貨　一ラリにつき本邦通貨五九円
百二十六　ブルキナファソ通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
百二十七　モーリタニア通貨　一〇〇ウギアにつき本邦通貨三二円
百二十八　ベナン通貨　一〇〇CFAフランにつき本邦通貨二〇円
百二十九　ルワンダ通貨　一〇〇ルワンダ・フランにつき本邦通貨一五円
百三十　ジブチ通貨　一〇〇ジブチ・フランにつき本邦通貨五四円
百三十一　南スーダン通貨　一南スーダン・ポンドにつき本邦通貨三三円
百三十二　サモア通貨　一サモア・タラにつき本邦通貨四二円

○財務省告示第四百五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十五年十一月十四日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十七日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（変動・十五年）	第十回	一億円	百円七十三銭
〃	第十二回	一億円	百円六十二銭
〃	〃	二億円	百円六十八銭
〃	第十四回	七億円	百円五十八銭
〃	第十五回	七億円	百円五十八銭